

平成 30 年度 第 3 回江津市農業委員会総会

日時：平成 30 年 6 月 20 日(水) 午前 9 時 30 分～

場所：島根県石央地域地場産業振興センター 1 階会議室

議事日程

第1 会議録署名委員の指名

第2 議案 第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について

第3 議案 第2号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について

第4 議案 第3号 非農地証明について

第5 意見 第1号 農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認について

第6 その他

○ 出席農業委員（10名）

1 番佐々木英夫 2 番山田博 3 番藤井孝子 4 番和田幸子

6 番大村理之 7 番山本秀彦 8 番田代和秋 9 番深野政勝

10 番原田和徳 11 番柳原良雄

○ 出席推進委員（10名）

崎谷靖徳、佐々木康規、河村博幸、井上清澄、流理森

湯淺憲昭、仲津和法、壺岐和功、階本誠一、野村耕平

○出席した事務局職員 事務局長笠井裕司 次長西谷公巳夫

○ 午前 9 時 30 分 農業委員会総会 開議

局長 ご案内の時間になりましたので、ただ今から平成 30 年度、第 3 回江津市農業委員会総会を開会いたします。会長に挨拶の後、議事進行をよろしくお願いいたします。

会長 おはようございます。今日、お手元には農地利用状況調査、荒廃農地の発生解消の状況に関する調査ということで、また皆さんにお手数をおかけするかと思います。私も先日、市の職員の方と農地のパトロールを何箇所かしました。私自身、思ったよりも遥かに荒廃が進んで、農道と言いますか作業道と言いますか、農地へ行く道そのものが通れなくなっている状況を目の当たりにして、このような農地パトロールや調査を徹底していく必要があるのではないかと思います。今日、調査についてご説明があるようですので、皆様も暑い時期

になります。ご協力の程よろしくお願ひいたします。それでは、ただ今より、平成30年度、第3回江津市農業委員会総会を開会いたします。本日は二本木委員と佐々木要推進委員から欠席の報告がありました。なお、出席委員は過半数以上でありますので本総会は成立しております。本日の議事は、お手元の議事日程により進行いたします。また、発言の際には挙手の上、指名を受けてからお願ひいたします。

会 長 日程第1、会議録署名委員の指名につきましては、私から指名したいと思いますが、ご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

会 長 ご了解いただきましたので、6番 大村 理之 委員、7番 山本 秀彦 委員を会議録署名委員に指名いたします。よろしくお願ひいたします。

農地法 第3条

《 桜江町市山 》

会 長 日程第2、議案第1号、「農地法第3条第1項の規定による許可申請の1について」を議題といたします。事務局の説明に続き、担当委員の田代委員から調査結果の報告をお願いします。事務局の説明をお願いします。

事務局 議案書は2ページをご覧ください。場所は、位置図の1ページをご覧ください。農地の所在は●●●●、地目は登記簿現況ともに畑です。面積は●●●●。権利種別は3条の無償移転です。譲渡人は●●●●。譲受人は●●●●。申請事由は、譲受人の経営面積の拡張ということです。申請人は神移行政書士さんで、対価は無償譲渡です。担当委員は田代委員です。以上です。

会 長 それでは、田代委員から調査結果の報告をお願いします。

8番委員 場所ですが、位置図の1ページをご覧ください。桜江町市山の生涯学習コミュニティ交流センターの体育館の裏手に位置します。この場所は、建物の敷地もしくは山口谷川、現在は玉川と言いますが、そこに橋がかかっていますが、実際は幅がなくて、大体1m以内くらいの小さい道がついています。ここへ行くのには、この交流センターの敷地を歩いていかなくてはならない場所です。譲渡人の●●●●さんは、住所が●●●●となっていますが、実際には老人福祉施設の方へ入ってしまっていて、現在は農業等に従事することは困難な状況です。娘さんが●●●●におられまして、時々帰られて農地の手入れはされていまし

たけれど、なかなか通いながら農地を守るということは難しいということと、●●●●さんもお高齢なので今後、農業を続けるということも難しいということです。跡を継ぐ方もいなくて、譲受人の●●●●さんという方は、主要地方道桜江金城線にあります●●●●商店のご主人でして、この周りに細々と野菜等を作っておられます。この方にこの土地を譲って守ってほしいということだと思います。後で出てくるとは思いますが、経営面積の借りのところで●●●●となっていますけれど、集積計画の所が出てきますが、今回使用貸借に併せて、この3条の移転を合わせての経営面積ということで、どうしてもここを荒らすことになる、ここは重要な拠点の場所で交流センターが中心になるのですが、その周囲が荒れてくると市山の景観も良くないので、今回の申請はやむおえないものではないかと思えます。よろしくご審議の程お願いいたします。

会 長 　ただ今、説明及び調査結果の報告がありました。この件について、何かご質問等はありませんか。

〔 「なし」と呼ぶ者あり 〕

会 長 　質問等が無いようでありますので、採決いたします。申請のとおり、決することに賛成の方の挙手をお願いいたします。

〔 挙手全員 〕

会 長 　挙手全員と認めます。よって、農地法第3条第1項の規定による許可申請の1については、可決されました。

《 波積町本郷 》

会 長 　次に、議案第1号、「農地法第3条第1項の規定による許可申請の2について」を議題といたします。事務局の説明に続き、担当委員の柳原委員から調査結果の報告をお願いします。事務局の説明をお願いします。

事務局 　場所は位置図の2ページをご覧ください。農地の所在は、●●●●、地目は登記簿現況ともに畑です。面積は●●●●。権利種別は3条の無償移転です。譲渡人は●●●●。申請事由は、先祖からの相続手続きが未処理であったが、相続登記を経由したので●●家（未登記所有者）へ譲り渡しをするためです。譲受人は●●●●。申請事由は、経営面積の拡大ということです。申請人は内田行政書士さんで、対価は無償譲渡です。担当委員は柳原委員です。以上です。

会 長 　それでは、柳原委員から調査結果の報告をお願いします。

11 番委員 場所ですが、県道大田井田江津線の町中になります。申請地の上に四角く囲ってある家は、現在はありません。その下がった所に位置します。ここの所は、位置図に農地法第3条と書かれた文字の所に大きな家がありますが、ここの家はもともと●●家です。ここの土地は方々にあるのですが、農地改法の際にこの●●家がここの土地を買ったのですが、それが未処理だったということで今回登記をするということです。農地改法で譲り受けた土地ですので、現在も●●●●さんが経営しておられまして、問題はないのではないかと思います。以上です。

会 長 ただ今、説明及び調査結果の報告がありました。この件について、何かご質問等はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

会 長 質問等が無いようでありますので、採決いたします。申請のとおり、決することに賛成の方の挙手をお願いいたします。

[挙手全員]

会 長 挙手全員と認めます。よって、農地法第3条第1項の規定による許可申請の2については、可決されました。

《 都治町 》

会 長 次に、議案第1号、「農地法第3条第1項の規定による許可申請の3について」を議題といたします。事務局の説明に続き、担当委員の藤井委員から調査結果の報告をお願いします。事務局の説明をお願いします。

事務局 場所は位置図の3ページをご覧ください。農地の所在は、●●●●。地目は登記簿現況ともに田です。面積は●●●●。権利種別は3条の有償移転です。譲渡人は●●●●。申請事由は、譲受人の希望によるということです。譲受人は●●●●。申請事由は、農業経営拡大のためということです。申請人は木原行政書士さんで、対価は10aあたり●●●千円です。担当委員は藤井委員です。以上です。

会 長 それでは、藤井委員から調査結果の報告をお願いします。

3番委員 それでは、説明をさせていただきます。位置図の3ページをご覧ください。中心に県道大田井田江津線とありますが、ここは9号線の浅利公園から入りまして、東に約4.4キロ行った所になります。真ん中に●●●●さんという住宅があ

るのですが、その手前を入れて二枚目の田んぼになります。地図で言いますと、下の方になりますが、そちらに譲受人の住宅がありまして、申請地とほぼ近い場所になります。今年度は既に譲受人の方が耕作をしております、●●●●さんは親子で集落周辺の農地を管理されておられますので、特に問題はないかと思えます。ご審議の程よろしく願いいたします。

会 長 　ただ今、説明及び調査結果の報告がありました。この件について、何かご質問等はありませんか。

〔 「なし」と呼ぶ者あり 〕

会 長 　質問等が無いようでありますので、採決いたします。申請のとおり、決することに賛成の方の挙手をお願いいたします。

〔 挙手全員 〕

会 長 　挙手全員と認めます。よって、農地法第3条第1項の規定による許可申請の3については、可決されました。

農地法 第5条

《 都野津町 》

会 長 　次に日程第3、議案第2号「農地法第5条第1項の規定による許可申請の1について」を議題といたします。事務局の説明に続き、担当委員の深野委員から調査結果の報告をお願いします。事務局の説明をお願いします。

事務局 　議案書は3ページをご覧ください。場所の方は、位置図の4ページをご覧ください。土地の所在は、●●●●、地目は登記簿現況ともに畑です。面積は●●●●。権利は所有権移転です。譲渡人は●●●●。譲受人は●●●●。転用目的は個人住宅です。転用理由は、申請地を取得し個人住宅を建築したいということです。申請人は井上行政書士さんで、対価は10aあたり●●●●千円です。担当委員は深野委員で、工期は許可の日から平成31年1月31日までです。以上です。

会 長 　それでは、深野委員から調査結果の報告をお願いします。

9番委員 　説明をさせていただきます。位置図の4ページをご覧ください。真ん中上から右下に斜めに道路が通っておりますが、上の方へ行きますと都野津駅に当りまして、都野津駅から真っ直ぐ行きますと、県立江津高等学校に突き当たる道です。前は江津皆井田線でしたが、今は市道になっています。この県立江津高等学校に

当る手前、駅の方から行きますと 50m くらい手前から右折しまして、100m 程進みまして、交差点を右折した所に都野津町の地域コミュニティーセンターがあります。ここに隣接している左側の土地で、コミュニティーセンターとの間に空白の部分がありますが、斜線の申請地と同じような土地が並んであります。両方とも耕作はされておられません。もう売るということで、そのような形になっているのではないかと思います。ここは、都野津町の土地区画整備が行われた所ありますので、周りも住宅が増えてきております。特別問題はないかと考えます。ご審議の程よろしくお願いいたします。

会 長 　ただ今、説明及び調査結果の報告がありました。この件について、何かご質問等はありませんか。

〔 「なし」と呼ぶ者あり 〕

会 長 　質問等が無いようでありますので、採決いたします。申請のとおり、決することに賛成の方の挙手をお願いいたします。

〔 挙手全員 〕

会 長 　挙手全員と認めます。よって、農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請の 1 については、可決されました。

《 後地町 》

会 長 　次に議案第 2 号「農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請の 2 について」は、本藤行政書士より取り下げ届けが提出されましたので、取下げといたします。

《 和木町 》

会 長 　次に議案第 2 号「農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請の 3 について」を議題といたします。事務局の説明に続き、担当委員の原田委員から調査結果の報告をお願いします。事務局の説明をお願いします。

事務局 　議案書は 4 ページをご覧ください。場所は、位置図の 6 ページをご覧ください。農地の所在は、●●●●、地目は登記簿現況ともに畑です。面積は●●●●。権利は所有権の移転です。譲渡人は●●●●。譲受人は●●●●と●●●●。転用目的は個人住宅です。転用理由は、申請地を取得して個人住宅を建てたいということです。申請人は木原行政書士さんで、対価は 10a あたり●●●●千円です。担当委員は原田委員で、工期は許可の日から平成 31 年 5 月 31 日

までです。以上です。

会 長 それでは、原田委員から調査結果の報告をお願いします。

10番委員 位置図の6ページをご覧ください。右上から左下に斜めに走っている道路は、通称産業道路になります。その下辺りが真島ニュータウンで、住宅を建てるような形で区画整理をした土地であります。産業道路から一本入る道があるのですが、そこを入れて頂いて位置図で言いますと、左によろこぼう屋マンションの介護施設がありまして、右にしちだ教育研究所研修センターがあります。そこから右に進んだ突き当たりの角地になります。耕作している状況は全くなく、草が伸びている状況です。周りにも耕作されているような畑等はありません。位置図には出ていませんが、この周りは既に住宅が建っている状況で、問題はないかと思えます。以上です。

会 長 ただ今、説明及び調査結果の報告がありました。この件について、何かご質問等はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

会 長 質問等が無いようでありますので、採決いたします。申請のとおり、決することに賛成の方の挙手をお願いいたします。

[挙手全員]

会 長 挙手全員と認めます。よって、農地法第5条第1項の規定による許可申請の3については、可決されました。

非農地証明

◀ 渡津町 ▶

会 長 次に日程第4、議案第3号「非農地証明の1について」を議題といたします。事務局の説明に続き、担当委員の私と野村推進委員から調査結果の報告をいたします。事務局の説明をお願いします。

事務局 議案書は5ページをご覧ください。場所は位置図の7ページをご覧ください。写真も用意しておりますので、そちらも一緒にご覧下さい。農地の所在は●●●●、地目は登記簿が畑で、現況は山林となっています。面積は合計で●●●●●。権利種別は非農地証明です。所有者は●●●●さんと●●●●。非農地の事由は、申請地は昭和49年月日不詳より耕作しておらず、山林となっているということです。申請人は本藤行政書士さんで、担当委員は農業委員の佐々木

委員と、農地利用最適化推進委員の野村委員です。以上です。

会 長 それでは、私から調査結果の報告をいたします。位置図の 7 ページをご覧ください。皆さん記憶に新しいかと思いますが、先月もこの辺りに非農地証明が出ておりました。今回の証明する場所も 261 号線沿いにあります江津興産、採石場の上の山になります。写真の方を見て頂きますと、これも過去に出てきた写真と同じであります。山の頂上が畑ということで非農地証明ということで、私も過去の非農地証明の場所である山頂を調べましたら、先月 5 月の●●●●の所で 3 筆、それから 3 月には●●●●の所で 12 筆、それから遡って 28 年 8 月には●●●●で 1 筆、それから 3 月に 3 筆、もう少し遡って 26 年 3 月に●●●●で 3 筆というように、位置図をご覧のように●●●●と松●●●●の境界上にあるという所です。以前から何回もこの議案については、既に昭和 41 年及び 49 年くらいから耕作をされていないということで、山林となっています。そのような議案ですので、非農地証明について承認を頂けたらと思います。以上です。

会 長 それでは、続いて野村推進委員より調査結果の報告をお願いします。

野村推進委員 先程、佐々木委員の方から言われた通りでございます。よろしくお願いいたします。

会 長 ただ今、説明及び調査結果の報告をいたしました。この件について、何かご質問等はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

会 長 質問等が無いようでありますので、採決いたします。申請のとおり、決することに賛成の方の挙手をお願いいたします。

[挙手全員]

会 長 挙手全員と認めます。よって、非農地証明の 1 については、証明することに決しました。

《 有福温泉町 》

会 長 次に議案第 3 号「非農地証明の 2 及び 3 について」は申請人が同一人であり、隣接しておりますので、一括議題といたします。事務局の説明に続き、担当委員の大村委員と佐々木康規推進委員から調査結果の報告をお願いします。事務局の説明をお願いします。

地証明が●●●●、●●●●ですが、川が流れていまして、有福方面に行く途中になります。以前、スナック等がありました。その前の土地になります。ここは建物がもう崩れかけていていました。●●●●は、出湯橋を越えまして有福の温泉街を入れてすぐの所ですが、以前は郵便局がありました。その土地の中だそうです。現在、建物は建っておりません。あとは山林状態のものがたくさんありますけれど、一番分かり易いのは、最後の写真になります。見て頂くと真ん中に黄緑や緑の部分がありますが、その辺りだそうです。とても入れるような所ではありませんでした。以上です。

会 長 それでは、佐々木康規推進委員から調査結果の報告をお願いします。

佐々木康規推進委員 説明をさせていただきます。最後の航空写真を見て頂くと、大体の位置がわかると思います。有福温泉の入り口付近に出湯橋がありまして、ずっと登って行きますと金城旭方面になります。直線で行くと温泉街になります。その付近でして、上空で見ましても、とてもこれが畑とは思えないような感じでございます。私は生まれてずっと、ここから1キロあたり上におりますが、こんな所に畑があったのだろうかと思うような感じで見ました。事の発端は、最初に言われた●●●●や●●●●、ここの家が崩れたりしまして、山の部分が急斜面なので、今から雨季に入りますので災害が怖いですから、地域で木を切ろうではないかということになりました。県道に沿っていますから県の補助事業の中でしようとした所が、ここに農地があるということが分かり、許可が出ないということで、非農地にしてそれから申請をしようという運びになっております。そういった面で、所有者の方にも了解を得ておりますので、皆様のご意見をお願いいたします。以上です。

会 長 ただ今、説明及び調査結果の報告がありました。この件について、何かご質問等はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

会 長 質問等が無いようでありますので、採決いたします。申請のとおり、決することに賛成の方の挙手をお願いいたします。

[挙手全員]

会 長 挙手全員と認めます。よって、非農地証明の2及び3については、証明することに決しました。

農用地利用集積計画

会 長 次に日程第 5、意見第 1 号、「農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認について」を議題といたします。事務局の説明をお願いします。

事務局 農業経営基盤強化法に基づく農用地利用権集積計画の承認についてをご覧頂きたいと思います。1 ページをご覧下さい。地区は●●●●。畑を●●●●。これは新規の設定でございます。続きまして、●●●●。●●●●は田が●●●●新規設定です。●●●●は田が●●●●で新規設定です。●●●●は田が●●●●で再設定です。合計で、新規の田が●●●●、畑が●●●●、合計で●●●●となっております。再設定は田が●●●●となっております。次の 2 ページをご覧下さい。農地の所在は●●●●、地目は登記簿現況ともに田で、面積は●●●●。利用権を設定する者が●●●●。利用権の設定を受ける者が●●●●。期間は田で 3 年の使用貸借となっております。続きまして、●●●●、地目は登記簿現況ともに畑で、面積は●●●●。同じく●●●●、登記簿現況ともに畑で、面積は●●●●。同じく●●●●、登記簿現況ともに畑で、面積は●●●●。同じく●●●●、登記簿現況ともに畑で、面積は●●●●。合計で畑が●●●●。利用権を設定する者が●●●●。利用権の設定を受ける者が●●●●。期間は畑で 10 年の使用貸借となっております。続きまして、●●●●、地目は登記簿現況ともに田で、面積が●●●●。同じく●●●●、登記簿現況ともに田で、面積は●●●●。合計で田が 1●●●●。再設定になっております。利用権を設定する者が●●●●。利用権の設定を受ける者が●●●●。期間は田で 5 年、10a の賃借料は●●●●。賃貸借となっております。続きまして、●●●●、登記簿現況ともに田で、面積が●●●●。同じく●●●●、登記簿現況ともに田で、面積が●●●●。合計で田が●●●●。新規となっております。利用権を設定する者が●●●●。利用権の設定を受ける者が●●●●。期間は田で 10 年 6 ヶ月の使用貸借、農地中間管理事業です。続きまして、●●●●、登記簿現況ともに田で、面積が●●●●。新規となっております。利用権を設定する者が●●●●。利用権の設定を受ける者が●●●●。期間は田で 10 年 6 ヶ月の使用貸借、農地中間管理事業です。以上です。

会 長 ただ今、事務局より説明がありました。この計画を定めることについて、江津市より農業委員会の意見を求められているものであります。この件につい

て、何かご質問等はありませんか。

●番委員 田代委員、●●●●さんが出される畑の場所を、教えて頂けないでしょうか。

8番委員 あまり詳しくは聞いていないのですが、市山のバイパスの下側にあるようです。細かくは分かりません。今実際、●●●●さんとお孫さんと二人でされております。お孫さんは新規就農です。●●●●さんが経営されている土地の一部を、使わせてもらうのだと思います。

会 長 他にご質問等はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

会 長 質問等が無いようでありますので、採決いたします。この件について、承認される方の挙手をお願いいたします。

[挙手全員]

会 長 挙手全員と認めます。よって、意見第1号については、承認されましたので、江津市に「異議なし」と回答いたします。

その他については、総会終了後に行います。よろしくをお願いいたします。以上で日程のすべてを議了いたしました。これをもちまして、第3回江津市農業委員会総会を閉会といたします。ご苦労様でした。

[閉会 午前10時30分]

以上議事の顛末を記載し、これに間違いのないことを認証するために署名する。

会 長

署名委員

署名委員

